

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章及び条の表示に下線が引かれた章及び条（以下この条において「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章及び条の表示及び追加章等の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p><u>第1章の2 遠隔操作型小型車の届出（第3条の2）</u></p> <p>第2章～第4章の2（略）</p> <p><u>第4章の3 特定自動運行の許可の申請等（第12条の7）</u></p> <p>第5章～第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第3条（略）</p> <p><u>第1章の2 遠隔操作型小型車の届出</u></p> <p><u>第3条の2 法第15条の3第1項の規定による届出は、新潟県警察本部交通部交通企画課長を経由しなければならない。</u></p> <p>（交通規制の対象から除外する車両）</p> <p>第7条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 車両の通行の禁止（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「<u>自転車及び歩行者等専用</u>」及び「<u>歩行者等専用</u>」を表示するもの並びにこれらに係る「<u>指定方向外進行禁止</u>」を表示するものによる車両の通行の禁止をいう。）の対象から除外する車両</p> <p>イ～チ（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章～第4章の2（略）</p> <p>第5章～第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第3条（略）</p> <p>（交通規制の対象から除外する車両）</p> <p>第7条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 車両の通行の禁止（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「<u>自転車及び歩行者専用</u>」及び「<u>歩行者専用</u>」の標識並びにこれらに係る「<u>指定方向外進行禁止</u>」の標識で表示された車両の通行の禁止をいう。）の対象から除外する車両</p> <p>イ～チ（略）</p>

(3)・(4) (略)

第12条の6 (略)

第4章の3 特定自動運行の許可の申請等

第12条の7 次に掲げる申請、届出又は返納は、新潟県警察本部交通部交通企画課長を経由しなければならない。

- (1) 法第75条の12第1項の許可の申請
- (2) 法第75条の16第1項の許可の申請
- (3) 法第75条の16第3項又は第4項の届出
- (4) 規則第9条の19第2項本文の規定による許可証の再交付の申請
- (5) 規則第9条の38第1項又は第3項の規定による許可証の返納

2 前項第5号の返納は、許可証返納書（別記様式第7の8の2）及び許可証を提出して行わなければならない。

別表第2（第7条の3関係）

道路名	区間
(略)	
一般国道253号	南魚沼市余川2876番1から南魚沼市美佐島3364番8まで
一般国道253号	上越市大字戸野目古新田字野畔131番2から上越市大字下野田1753番まで
(略)	
市道東6-94号線	(略)
市道卸新町線	新潟市東区竹尾卸新町761番5から新潟市東区竹尾636番17まで
(略)	

(3)・(4) (略)

第12条の6 (略)

別表第2（第7条の3関係）

道路名	区間
(略)	
一般国道253号	南魚沼市余川2876番1から南魚沼市美佐島3364番8まで
(略)	
市道東6-94号線	(略)
(略)	

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。
別記様式第7の8の次に次の1様式を加える。

別記様式第7の8の2（第12条の7関係）

年 月 日	
新潟県公安委員会 殿	
返納者 氏名又は名称 住所又は所在地	
許 可 証 返 納 書	
第1項 道路交通法施行規則第9条の38 の規定により許可証を返納します。 第3項	
許可を受けた者の 氏名又は名称	
許可を受けた者の 住所又は所在地	
許 可 証 番 号	第 号
返 納 事 由 の 発 生 年 月 日	年 月 日
返 納 事 由	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。